

から3月16日(月)まで

午前7時30分から番号札を配布

伊奈庁舎：庁舎東側夜間窓口前／谷和原庁舎：正面玄関前

※午前8時30分以降の受付場所は 伊奈庁舎：待合室／谷和原庁舎：申告会場となります。

問 伊奈庁舎税務課 ☎58 - 2111

(内線1132～1134)

申告が必要な方とは？

- ① 事業所得（営業・農業・不動産など）・配当所得・譲渡所得がある方
- ② 給与所得者で、勤務先が「給与支払報告書」を市役所へ提出していない方
- ③ 勤務先の給与担当者を確認してください。
- ④ 年の途中で退職し、その後、就職していない方
- ⑤ 給与所得者で給与以外の所得があった方。または2力所以上から給与を受けている方
- ⑥ 給与所得者で年末調整を受けていない方
- ⑦ 医療費控除などを受けようとする方
- ⑧ 公的年金などの所得のみの方で、社会保険料・生命保険料・扶養控除・医療費控除などを受けようとする方
- ⑨ 所得証明書や非課税証明書の必要な方
- ⑩ 収入のない方で誰にも扶養されていない方は、市・県民税申告が必要です。

申告に必要なもの

- ① 認印
- ② 金融機関の口座番号がわかる

もの（申告者本人名義のもの）
※所得税の還付申告をされる方は必要

- ③ 平成26年中の収入が分かる書類（コピー不可）。扶養親族分もお持ちください。
- ④ 生命保険などの満期保険金を受け取った方は、その支払通知書
- ⑤ 外交員報酬、原稿料、講演料などの収入がある方は、その支払調書
- ⑥ 営業や農業、不動産などの所得がある方は、事前に必ず収支内訳書を作成し、領収書などと合わせて持参してください。
- ⑦ 収支内訳書が作成されていない場合には、申告を受け付けてきません。
- ⑧ 平成26年中に支払った証明書または領収書。生命保険料、地震保険料、社会保険料（国民健康保険・国民年金）など
- ⑨ 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書および保険などで補てんされた金額（高額療養費や生命保険などで戻ってきた金額）の明細書
- ⑩ 必ず合計金額を計算しておいてください。
- ⑪ 障害者控除を受ける方は、障

害者手帳など（介護認定を受けている方は、障害者控除対象者認定書）

市役所の会場では受けられない申告

- 次の⑦～⑩は市役所での申告受付ができませんので、土浦税務署で申告してください。
- ⑦ 青色申告
 - ⑧ 震災による雑損控除の申告
 - ⑨ 不動産・株式などの譲渡所得の申告
 - ⑩ 上場株式などの配当所得、先物取引に係る所得の申告
 - ⑪ 損益通算のある申告
 - ⑫ 繰越控除のある申告
 - ⑬ 贈与税・消費税の申告
- ただし、東日本大震災で被害を受けた方の雑損控除については、事前に税務署で雑損控除計算書の作成が済んでいる方のみ相談可能です。

市役所の会場では…

今年も午前7時30分より番号札を配布します。説明開始が午前9時からになりますので、番号札を持ってお越しください。混雑が予想されますので、なるべく日程表のとおりお越しください。さるようご協力をお願いします。

申告書の作成は、国税庁ホームページ (www.nta.jo.jp) の

便利な「確定申告書等作成コーナー」で！！

画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。

※e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要）、ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。

【確定申告に関するお問い合わせ先】土浦税務署 ☎029 - 822 - 1100（自動音声案内「0」番を選択）